

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市水道局契約規程（昭和 59 年新潟市水道局管理規程第 5 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 5 年 7 月 24 日

新潟市水道事業管理者
水道局長 長 井 亮 一

1 入札に付する事項

(1) 件 名	新潟市水道局本局自動販売機 (No.1) に係る公有財産貸付
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市水道局総務部総務課
(4) 入札日時・場所	令和 5 年 8 月 10 日 (木) 午前 10 時 00 分 新潟市水道局入札室
(5) 入札保証金	新潟市水道局契約規程第 10 条第 2 号により免除します。
(7) 入札を無効とする場合	新潟市水道局契約規程第 17 条第 1 項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市水道局契約規程第 19 条の規定に該当する場合
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあるときは、前項の規定により入札を中止します。
(10) 契約保証金	免除
(11) 最低貸付料	仕様書のとおり
(12) 貸付期間	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日
(13) 貸付場所等	仕様書のとおり

2 貸付物件

仕様書のとおり

3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市水道事業固定資産事務取扱規程等に基づき、賃貸借契約（以下「契約」という。）により設置するものです。

4 貸付（設置）場所

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局本庁舎 1階 ロビー 1台（別紙位置図参照）

5 貸付期間（予定）

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで（5年間・更新なし）

6 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市水道局の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 令和2年4月1日以降申込の日までに、新潟市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者
- (3) 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (5) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）第2条第1項に規定する指名停止措置を受けていない者
- (4) 指名停止措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者

7 入札の参加手続

- (1) 入札参加申請期限 令和5年8月3日（木）午後5時まで
- (2) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時
（土・日、祝・休日を除く）
- (3) 入札参加申請受付場所
新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局総務部総務課職員係
電話 025-232-7316
- (4) 提出方法
参加希望の方は、入札参加申請書その他必要書類を作成し、直接ご持参ください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。
- (5) 提出書類
以下の①から④までを封筒に入れてご提出ください。
① 一般競争入札参加申請書（別紙様式1号）

② 事業者（会社）概要

会社のパンフレットでも結構です。会社名、所在地、経歴、従業員数等の表記があれば、形式を問いません。（パンフレットに補記することも可）

③ 自動販売機設置実績報告書（別紙様式2号）

④ 誓約書（別紙様式3号）

⑤ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力、その他機能が確認できるの）

(6) 入札にあたっての留意事項

① 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格で、貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を記入してください。貸付単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位まで記入してください。

② 入札金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名押印のないものについては無効とします。

③ 参加書類の返却は行いません。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、参加資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

(8) 仕様書等の公開期間及び入手方法

公開期間 令和5年7月24日（月）から令和5年8月2日（水）まで

入手方法 本公告の日から新潟市水道局ホームページ（下記アドレス）で入手してください。

[http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/ipp
an_nyusatsu.html](http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/ipp
an_nyusatsu.html)

8 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

(1) 様式 別紙様式4号に準じて作成してください。

(2) 提出期限 令和5年8月3日（木）午後5時必着

(3) 提出先 7（3）に同じ

(4) 提出方法 電子メール又はFAXにより提出のうえ、電話連絡してください。

電子メール somu.ws@city.niigata.lg.jp

FAX 025-233-4503

電話 025-232-7316

(5) 回答 回答は、質疑書提出締切後、土・日、祝・休日を除く3日以内に電子メール又はFAXで送信し、併せて新潟市水道局ホームページに掲載します。

(6) その他 電話での受付は一切行いません。

連絡用に電子メールアドレス及びFAX番号を必ず記入してください。

9 設置予定者の選定

(1) 入札日時、場所

令和5年8月10日(木)午前10時00分

新潟市水道局入札室

(2) 一般競争入札を行い、貸付単価(商品の販売に係る売上額100円に対する貸付料)の最高金額をもって有効な入札者を設置予定者とします。

設置予定者は公有財産貸付申請を行い、新潟市水道局と賃貸借契約を締結し正式な設置者となります。

10 入札時の注意事項

(1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。

(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

(3) 入札に参加される方は、入札参加申請者毎に原則1名とします。

(4) 入札にあたっては、入札書(別記様式第5号)を用いてください。

(5) 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式6号)を提出してください。

その場合は入札書にも代理人氏名の記載と印鑑を押印してください。

(6) 業務履行が困難と判断できる高額の貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。

(7) 1回目の入札での落札者が決定しない場合は再度入札を行います。入札回数は2回を限度とします。

(8) 機械設置は、公告の日から概ね1年以内に製造された未使用品とします。既設置者が契約の相手方となった場合、既設の自動販売機は撤去が必要となります。

11 設置予定業者の決定

(1) 設置予定業者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。

(2) 設置予定業者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて設置予定者を決定します。

12 設置予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取消します。

(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき

- (2) 設置予定者が応募者の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置者としてふさわしくないと新潟市水道局が判断したとき

1.3 設置予定者が設置を辞退した場合

設置予定業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置予定業者を決める入札手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置予定業者の次に高い金額をもって有効な入札を行った申込者を設置予定者とし、新たな設置予定者を決めることができます。